

令和元年 第 1 1 回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和元年 7 月 3 日（水）

午後 1 時 3 0 分から

場 所：八千代市役所旧館 4 階第 1 委員会室

八千代市選挙管理委員会

令和元年 第11回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午後1時30分	
2 開催場所	八千代市役所旧館4階第1委員会室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 江口修
	委員 廣川実	
4 出席書記	局長 江波戸勝	次長 岡本浩
	主査 佐藤靖則	
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>第2号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第3号 選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて</p> <p>第4号 直接請求に必要な選挙人の数について</p> <p>第5号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて</p> <p>第6号 在外選挙人名簿に登録しない旨の決定について</p> <p>第7号 在外選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>協議事項</p> <p>第1号 投票所の秩序保持について</p>	
6 閉会時刻	午後2時40分	
7 公開又は非公開の別	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 本日の出席委員は3名であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和元年第11回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、<b>江口委員</b>を指名します。</p>
周郷委員長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。 令和元年7月3日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p>
局 長	<p>公職選挙法第22条第3項の規定により、令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における選挙時登録として、令和元年7月3日現在で選挙人名簿に登録される資格を有する者を、本日付けで登録するものです。 なお、今回の登録要件は、「選挙人名簿登録者数」の表の新規登録者数欄に記載のとおり、年齢要件は<b>平成13年6月3日から平成13年7月22日まで</b>に生まれた者、住所要件は<b>平成31年3月2日から平成31年4月3日まで</b>に転入届出をし、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に登録された者であり、新規登録者数は、<b>年齢到達者296人、転入者1,278人、合計1,574人</b>となります。 これから、新規登録者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。事務局より説明願います。
局 長	議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和元年7月3日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。
局 長	公職選挙法第28条の規定により、今回の抹消者は、選挙人名簿登録者数」の表に記載のとおり、同条第1号事由である死亡による抹消者数が178人、同条第2号事由である転出後4か月経過による抹消者数が551人であり、合計の人数は729人となります。 これから、抹消者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
廣川 委員	失踪宣告とはどのような者か。
局 長	家族等からの請求により、不在者の生死が7年間明らかでない時に該当するもので、今回、選挙人名簿から抹消することとなります。
周郷委員長	他に質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第3号「選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて」を議題といたします。事務局より説明願います。
局 長	議案第3号「選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号の規定により、選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を次のとおり定める。

発言者	発 言 要 旨
	<p>令和元年7月3日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p>
局 長	<p>本日時点で選挙人名簿から抹消すべき者につきましては、<b>議案第2号</b>で可決いただきましたが、明日の公示日から選挙期日までの間に転出後4か月を経過する者につきましても、毎日、抹消しなければなりません。</p> <p>つきましては、議案のとおり7月4日から7月20日までの間を抹消する日とし、それぞれ抹消すべき者を定めたいとするものです。</p> <p>なお、投票日当日の7月21日につきましては、当日開催いたします委員会において、議案とさせていただきます。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
書 記	<p>従前は、投票日前日につきましても委員会を開催しておりましたが、県からの通知及び他市の状況も踏まえまして、投票日前日の抹消すべき者につきましても本議案で対応し、投票日前日の委員会は開催しないことといたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第3号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第3号「選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第4号「直接請求に必要な選挙人の数について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「直接請求に必要な選挙人の数について」地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項（条例の制定及び改廃の請求）及び第75条第1項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第80条第1項（議員の解職の請求）、第81条第1項（長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求)及び第5条第15項(同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求)の規定による選挙権を有する者の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。</p> <p>令和元年7月3日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p>
局 長	<p>1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数 3,264人</p> <p>2 地方自治法第76条第1項,第80条第1項,第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の3分の1の数 54,390人</p> <p>3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の6分の1の数 27,195人</p> <p>本議案は、今回の「選挙人名簿登録者数」に基づき議案の各法律で定められております直接請求に必要な選挙人の数を定めるものであり、告示をすることになります。</p> <p>なお、「選挙人名簿登録者数」163,170人をそれぞれ等分して、少数点以下が生じた場合は、切り上げることとなっております。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第4号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第4号「直接請求に必要な選挙人の数について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第5号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めること</p>

発言者	発 言 要 旨
	について」を議題といたします。事務局より説明願います。
局 長	<p>議案第5号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により，在外選挙人名簿に登録する者を，次のとおり定める。</p> <p>令和元年7月3日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下，内容についてご説明いたします。</p>
局 長	<p>公職選挙法第30条の4第1項の規定により，在外選挙人名簿の登録は，年齢満18年以上の日本国民で，領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有するものについて行うとされております。</p> <p>つきましては，議案のとおり2名の方を登録するものです。</p> <p>これより，申請書，意見書等の関係書類をお回しいたしますので，ご審議の程，お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより，議案第5号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより，議案第5号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に，議案第6号「在外選挙人名簿に登録しない旨の決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
局 長	<p>議案第6号「在外選挙人名簿に登録しない旨の決定について」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の4第1項の規定により，在外選挙人名簿に登録される資格を有しない者は，次のとおりである。</p> <p>令和元年7月3日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下，内容についてご説明いたします。</p>
局 長	在外選挙人名簿の登録申請があった者につきまして，本籍地に登録資格の照会を行ったところ，国外転出の届出をしていない旨の回答がありましたので，議案のとおり登録しない旨を決定するもので

発言者	発 言 要 旨
	<p>す。 これより、申請書等をお回しいたしますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第6号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第6号「在外選挙人名簿に登録しない旨の決定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第7号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第7号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和元年7月3日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p>
局 長	<p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。 つきましては、議案の3名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。 なお、令和元年第10回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数に、議案第5号で可決した2名を加え、この抹消する者3名を除いた登録者数は、 <b>男92名、女94名、計186名</b>となります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第7号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p>



発言者	発 言 要 旨
	<p>これより、議案第7号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、協議事項第1号「投票所の秩序保持について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
書 記	<p>投票所の秩序保持については、公職選挙法第60条にありますとおり規定がありますが、「その他」に関する箇所については、具体的な明記がなく、投票管理者の裁量によるものとされており。</p> <p>近年、スマートフォンなどの普及により、投票所内での撮影が容易になったことから、自己の投票を撮影しSNSにアップするなど、投票所の秩序に配慮しなければならない事項も出てきております。投票管理者の裁量とはいえ、選挙管理委員会として、できるだけ具体的に示すべきとも考えられます。</p> <p>よって、投票所の秩序保持に関して、ここに記載のものについて、委員の皆様にご協議をいただき、投票管理者に周知いたしたいとするものです。</p> <p>1については、投票所の静穏保持や、投票に影響がある行為として、規制すべきものと考えられます。</p> <p>2については、憲法で投票の秘密が記されているところではありますが、他人の投票を覗き見ることについては具体的に規制がなく、これを見過ごすことで、事後買収や投票の強要に繋がることも懸念され、また、投票秘密主義に反することにも繋がる可能性があるため、投票所の秩序保持として規制すべきものと考えられます。</p> <p>3のペット同伴につきましても、他の選挙人への迷惑につながったり、動物アレルギーの人も増えてきたりと、すでにペット同伴を禁止している自治体もあります。</p> <p>4につきましても、カメラのシャッター音が迷惑となることや、自分が誰に投票したかを証する目的で撮影することが、事後買収や投票の強要に繋がることも懸念されること、また投票秘密主義に反することにも繋がる可能性があります。</p> <p>5については、1から4以外の『投票の秘密の確保』『投票所における秩序維持』を乱す行為、迷惑行為について規制するものとなります。</p> <p>以上、ご協議の程、よろしくお願いたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、協議事項第1号についてご意見等伺います。</p> <p>ご意見等ございませんか。</p>
廣川 委員	投票管理者等に明示することを考えているのか。

発言者	発 言 要 旨
書 記	その予定です。
周郷委員長	ペット同伴について、小型犬を抱えてる場合の扱いや、投票所での対応策を考えておく必要がある。
書 記	実際には、投票所の外に繋いでもらうよう案内したし、従事者が補助したり等の対応を考えております。
周郷委員長	例示した以外にも様々な事が考えられるで、今回のものをベースとして、わかりやすく各投票所に伝えてください。
周郷委員長	以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。 これもちまして、令和元年第11回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。